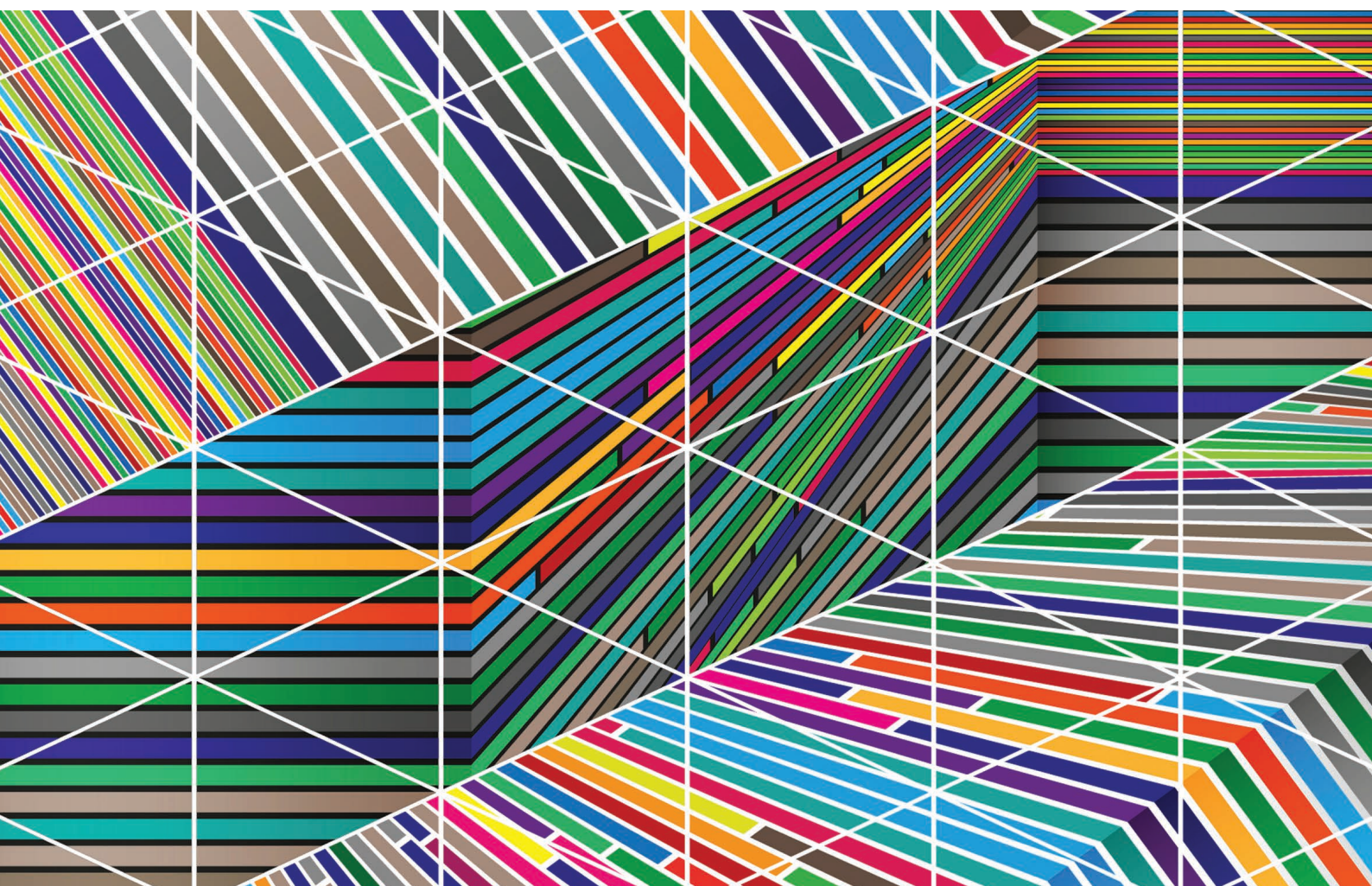


# マドリッドメ モランダム



2018年5月

マドリッド制度のアフリカに  
おける適用性

## マドリッド制度のアフリカにおける適用性

マドリッド制度はアフリカ以外のほとんどの国々ではとてもうまく機能しています。それはIP法が似たような発展段階にあり知的財産局が高度の技術を駆使してデジタル登録やデジタルシステムを維持しているからです。しかし、アフリカのほとんどの国々ではマドリッド制度への信頼は一定の商業的なリスクを伴います(その度合いは管轄区域によって異なります)。

### 鍵となる基準

システムが効果的に機能するためには、鍵となる以下の条件を満たす必要があります。

1. 国内の商標法または知的財産法が国際登録の妥当性と法的強制力を明示的に認めていること。できれば、登録局職員に対してマドリッド指定の処理方法に関するガイダンスと指示を与えるための規則も制定されていること。
2. 国内の知的財産局が厳格な制限時間内にすべてのマドリッド指定を処理、審査、公開したりWIPOへ異議申立てをしたりすること。
3. 知的財産局が国内登録および国際登録を含む唯一の(デジタルの)商標登録を維持すること

### アフリカのマドリッド制度加盟国

以下の21のアフリカの管轄区域がマドリッド制度で指定可能です。

アルジェリア、ボツワナ、エジプト、ガンビア、ガーナ、ケニヤ、レソト、リベリア、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、OAPI、サントメプリンシペ、シェラレオーネ、スーダン、スワジランド、チュニジア、ザンビア、ジンバブウェ

### 法的強制力

以上の加盟国のうちでケニヤ、モザンビーク、モロッコ、チュニジアの4か国だけが上記の基準を満たしています。

アフリカにおける他のマドリッド制度加盟国では、マドリッド制度に基づいて法的強制力のある商標権を確保するまでには多くの障害が残っています。法律事務所として弊所では、国際登録の所有者がアフリカのマドリッド加盟国において法的強制力のある権利を獲得したという間違っただけの認識を持ったまま、後になって施行が優先事項になった時点で当該国では国内レベルでは法的強制力のある権利は一切確立されていないと知る事例が増えていることを知っています。

### 概要

国際(マドリッド)登録は最初の5年間に基礎出願/登録に対するセントラルアタックを受けやすく、この期間に基礎出願/登録に対する無効、限定、取消が成功すると、他のすべての国の指定にも影響が及びます。

国際登録は、複雑な構造のライセンスや所有権を持つ会社にも適していません。なぜなら同じ所有権の詳細をすべての国の指定に反映させる必要があるからです。

### 結論

マドリッド制度は、複数のマドリッド加盟国が関係するコスト効果の高い商標登録システムを提供します。しかし、国際登録に起因する権利がすべての指定管轄区域で法的強制力を持つかどうかについては慎重な検討が必要です(特にアフリカ諸国が指定された場合)。また、基礎出願に対するセントラルアタックに弱いことと複雑な所有権の構造に対応する融通性がないことから別の方法を考慮する必要があります。

詳細はMadrid@AdamsAdams.comまでご連絡ください。